

## 社会主義経済市場の移行

——中国経済をめぐる

### 目次

はじめに

第1章・ 東欧・旧ソ連諸国における「ショック・セラピ」理論及び失敗

第2章・ 中国の「漸進移行」経済方針の実施

A. 農村改革史

生産責任制への移行

食糧流通体制の改革

郷鎮企業の発展

B. 城市（都市）改革史

中国における企業形態及び改革

外資企業導入と経済特区、開放都市の設置

金融改革と金融市場の調整

財政政策制度の改革

第3章・ 21世紀の中国の社会主義市場への展望

改革中の諸問題

21世紀中国の経済発展中に把握すべきこと

終わりに

王 満

## 社会主義経済市場の移行

——中国経済をめぐって

はじめに

1980年代に入り、東西冷戦体制が終わった末に世界中経済発展を中心に、大きな変化が起こった。旧ソ連、東欧諸国、中国などの国々は集権的計画経済に苦しまされ、官僚機構の肥大化、セクショナリズムの強化により過剰の在庫、住民、消費者に供給不足などの資源浪費が社会発展を阻むのが目立つようになった。さらに、中央の意思決定と市場の意思決定の間に大きい衝突がある。このため、社会主義経済をいかに発展させるのか多くの社会主義国家にとって大きい課題となった。どのような経済政策を実施するか、そして、世界経済に接近するため、国民経済、国民所得を増大するか、緊迫的な課題となる。このなかに、社会主義経済から市場経済への移行が生じた。ソ連では、NEOのもとで王党派と革命派の内乱があり、この時期、日、米、欧は王党派を支持し、計画経済を延長する動きをとった。しかし、89年、ドイツのベルリンの壁崩壊をうけて、ソ連でも共産党が崩壊した。ソ連の改革は経済改革に政治改革が先立った。500日計画のショック・セラピであった結果的にソ連の改革は失敗したが、これを背景に中国の改革は成功したといわれる。開発経済学によると、ソ連のショック・セラピに対し、中国ではグラビアリズムの方法をとったといわれる。

しかし、これは表面的なみかたにすぎない。中国共産党内部にも保守派と改革派が存在し、華国鋒以後の鄧小平のもとでも、保守派と改革派の抗争のあととして、政策の迂余曲折がみられる。政策の影響が政権争いに反映し、その結果として改革派の一部の実力者が失脚した。中国の経済改革は政治的な犠牲を払いながら、進行している。また、なぜ、中国の経済改革は成功しているのか、次の文章にさまざまな面から述べさせていただきたい、そして、今後の中国の社会主義市場経済のゆくえについて検討させていただきたい。

### 第1章 東欧・旧ソ連諸国における「ショック・セラピ」理論及び失敗

80年代末の東側諸国の崩壊は社会主義計画経済から市場化への移行となった。この移行経済には政治、社会勢力及び多様な利害の対抗、民族、地域紛争といった非経済的な要因が基底的な要因として作用し、経済政策の目標には市場形成と経済安定化、自由化が存在する。その実践という政治的、経済的な文脈において、開発経済学にあらたな課題となげかけた。この結果が登場したのはショック・セラピ（ショック療法、SHOCK THERAPY）である。ショック・セラピとは急進的な市場経済化を実施する改革であった。

ソ連、東欧はIMFの勧告を背景にショック・セラピを採用した。とくに、ソ連ではゴルバチョフ政権末期に500日期間の経済改革計画（500日シャタリン計画）が施行されたが、これは500日期間での市場経済移行プランであった。この計画の中心となったのは、セプリンスキーをはじめとする若手経済学者らである。途上国というよりはむしろ先進国である東欧、ソ連が本来もっていた工業センターや、伝統的な一党独裁体制という政治背景、長く続いた社会主義経済体制などのアイデンティティーはグラビアリズム（漸進的で、確実なアプローチ法による改革である）的なアプローチによる改革の実現を不可能にするおそれがあったため、ショック・セラピが採用された。またハンガリでは、ソ連の影響を享受する立場をとる農業国だったため、ロシアの市場化に伴う、工業生産力によりハイパーインフレを経験した。このため、ポーランドではショック・セラピが採用された。

ロシアは1992年から「ショック療法」を実施した。この過程はさらに92年夏までの「ショック療法」実施（ガイダール路線）とその妥協、修正（経済安定化プログラム）の過

程に分けられる。92年上半期の前段階では、IMF や先進資本主義諸国の影響、経済支援に依存したマネタリスト的な短期の市場経済化を目指した「ショック療法」型政策が実施された。価格自由化、貿易の自由化、緊縮財政、金融政策がおこなわれた。財政赤字縮小のために、政府投資は制限され、国家補助金は削減される一方で、28%の付加価値税など増税が課された。「ショック・セラピ」はこうしたマクロ経済安定化と同時に、民営化、市場環境や社会保障の整備産業のリストラなどの構造政策を実施する政策である。価格自由化が生産を刺激し、流通する通貨量の制限が過剰流通性の通貨を安定させインフレを抑制するという、財政、金融面を重視した自動調節的な市場の力に期待するシナリオであった。

しかし、直ちに急激なインフレーション、生産の低下が進行する一方で市場は部分的に形成されないために、「ショック療法」型政策の有効性が疑問視される。92年前半期の緊縮政策は92年後半期には実業界との妥協に基づいて、通貨の増発、信用の制約の緩和（政府、企業、他の旧ソ連構成共和国への発行）により弛緩した。とりわけ、危機の集約的な現象となったのは、次の要因によって引き起こされた。企業間および企業と国家、企業と銀行間の未払い（期限を超過した不良債権、債務）の累積と連鎖であった。

未払いを起こした客観的要因には、コメコンの崩壊、ソ連邦の崩壊、移行期の経済危機にともなう経済主体間の経済的な結びつきの断絶、全盤的な生産の低下、経済の構造転換に立ち遅れ、インフレーション、政府予算の価値下落がある。

また、主体的要因には①多くの部門の予算債務（政府の過剰の債務引受、省庁などの発注にたいする支払い能力の低下）、②経済主体の経営モデル、責任の低下、③経済主体の法に反する行動、④連邦や地域機関の側からの経済主体にたいするコントロールの低下、⑤不完全な法体系（倒産のメカニズムが作動しないこと）、⑥不適合な商業銀行の発展がある。このような未払い要因は市場経済化にともない変化する。94年には、予算の側の債務累積、外貨口座への移転、犯罪、違法行為が強く働いた。つまり、市場経済化とソ連邦の崩壊の当初は、法制度及び決済制度、慣習と慣性的な行動、伝統的な経済的結びつきの解体、需要者の支払い能力の欠如に重心があった要因が、需要の低下と供給力の低下にともない、生産者の不良在庫、移行期の市場での利潤追求行動に重心力が移っている。未払いが累積すると貸金支払いも渋り、国民は不満を強める。債務がたまり、手元に流動資金がなくなると、支払い能力のない企業は貸金を支払えなくなった。貸金等の労働者への支払いについて期限超過の債務を有する企業は、企業の全体の17%（1993年）から36%（1994年）に増大した。この増大比率はインフレ率を上回っている。労働意欲の低下、企業投資の制限はさらに生産の低下を強める。ロシア経済のパフォーマンスは依然として苦しく危機は深刻化しており、その危機の度合いは1929年世界大恐慌あるいは第二次世界大戦の損失の規模に匹敵するとさえいわれる。

この結果として、IMF や先進資本主義諸国の影響を強く受けた「ショック・セラピ」型政策は社会主義国家に適応性と有効性が疑問視される。ここで、クラブリズムのモデルとして中国があげられる。中国の第11期3中全会（78・11）において、鄧小平は完全に復権した（華国鋒からの実権の移動）ことによって、市場化移行経済が実施された。

## 第2章 中国の「漸進移行」経済方針の実施

### A・農村改革史

#### 生産責任制への移行

中国の改革は革命史上の路線と同じように設定したと言えるでしょう。つまり、農村における基盤を利用し、農村が革命をおこしはじめた。なぜかと言うと、中国において都市は広大な農村の中の点にすぎない。戦後の初期に農村を根拠地（あるいは基地）として、そこで、土地改革を行い、通貨を発行した。農村ではじめる経済改革は、小規模な経済改革

実験地区を設け、そのコスト、ベネフィットを計算し、その結果が良ければ、その地区で行った方法を全国に普及させる方法であると考えられることができる。中国の改革はグランドデザインに基づいて実行されたものではなく、幾度にもわたるコースの変更と小規模な実験をつみかさねていったものにすぎない。

かつての中国農業は人民公社のもとで行なわれた。人民公社は軍隊組織であり、また生活共同体でもあった。このため、農業だけではなく、工業、教育、商業、医療、民兵などの機能をもっていた。人民公社のもとでは、農村と都市のあいだの移動は原則として許されなかった。しかし、この「一大二公」を理想とした人民公社にかかえる運営の危機、つまり、規模拡大による管理コストの増大、による「一郷一社」を理想とする適性規模にもどることで緩和された。人民公社は郷政府、あるいは鎮政府に、大隊は行政村、生産隊は村民小組にかわった。又、以上のような人民公社の変遷を背景として、「大寨に及ぶ県級以上の会議」において、大寨にみられる労働点数性の欠陥にもとづく問題が指摘された。生産、特に農業生産の報酬をかつての社会主義の方法による労働に応じた分配を改めて、労働点数性のもとで、労働点を自己申告させ、その後で、大衆決議により標準点を定めた。この制度は「自報公議」の口糧(食糧)分配制である。実際には自己申告のみが行なわれ、大衆決議は行なわれなかったため、モラル・ハザード、人間関係の問題があり、高い賃金をえる者が現れ、多労多得の原則がやぶられ、点数は悪平等へ近づく傾向がある。悪平等は労働意欲を低下させる傾向は強い。華国鋒は十ヶ年計画により、機械による食糧大增産計画を提案したが、成果はあがらなかった。これは農業発展のために、外国からの資本財の購入を必要としたので、貿易赤字を生じさせ、批判された。また、「大鍋の飯を食べる」(大人も子供も関係なく配給をうける状態)という均等分配が見られるため、農村生産性の低下に対する改革が必要となった。

78年11月以後、平等主義を是正するため、鄧小平は労働点数性の改善策として、固定給+能率給の制度をつくり、労働意欲の向上をはかった。具体的には、 $a$  = 能率給と  $b$  = 固定給をおよそ  $a : b = 3 : 7$  にし、ひとりあたりの分配は年齢に応じたものにする決定された。これは生産責任制である。現実の農村改革はここからはじまったといえる。「包工到組」の元でノルマを決定しておき、ノルマ以上の労働をした場合には報奨金が与えられた。生産請負制のもとでは、人民公社から借用した土地で決められた作物を生産するものだった。農民はこの段階では労働者であり、経営者は人民公社であった、つまり、人民公社をはなれた個別経営も禁じられた。しかし、この制度を発展しつつある。又、「包産制度」、現在では「包幹到戸」制(農民は経営者となっている)に発展してきた。

### 食糧流通体制の改革

市場経済のしたに食糧流通体制が大きく変化した。78年12月に農村改革のはじまりと同時に第11期3中全会の『農村発展を早める若干の問題についての決議』で流通システムを示された。家庭消費用の菜園や家庭副業、市場取引、食糧部門の議購(追加的食糧を買い上げ際の価格プレミアム付加、決定価格より高い、市場価格より低い)、議銷の容認が示された。これが食糧流通体制改革の第一段階として知らされる。

82年12月に第二段階が行なわれた。「当面の農村経済政策の若干問題」において、食糧の多数ルートによる経営が示された。これは、現実的に食糧の多ルート化が進んでいることを受けて、事後的に示されたといわれている。

第三段階が83年のはじめに行なわれた。この段階では国営の食糧販売社、供銷社、農村の合作組織などが市場取引を開始した。具体的には糧油交易所、貿易貨棧(倉庫業と流通業を兼ねた組織)の設立、糧油食品貿易中心(武漢)、食糧卸売り、先物取引所の設立(鄭州)などがあげられる。たとえば、北京にある中国の最大の先物取引所ではかなりの国有企業が出資し、人員を提供している。コンピューターシステムを導入した、先進国と比肩するほどの設備をもつ。しかし、そこでの取引は会員間でのみ行なわれる。また、先物取

引から生じる危惧をするため、政府の介入もあり、完全的な形での先物取引は行なわれな  
いのが現状である。さらに、四大米市場（湖南省長沙、江西省九江、安徽省蕪湖、江蘇省  
無錫）の復活もみられた。88年12月に発布された「食糧契約買付制度の改善に関する  
通知」によって、“3リング政策”を出された。具体的には、食糧を買いつけるために、  
化学肥料、ディーゼル油の公定価格と協議価格の差額を食糧の買付価格に上乗せするとい  
うインセンティブ政策である。この政策が、農産物の公定価格と市場価格の差から買付が困  
難になったことを背景のもとで出されました。88年9月に「食糧管理を強化し市場を安  
定化とする決定について」が発布された。この時点では、価格の大幅な変動や投機などみ  
られるようになった。このため、市場の行政管理、投機の取り締まりへの動きが生じた。  
89年に市場価格と政府買い上げ価格の差に起因する買い上げ価格の引き上げは財政赤字  
の要因となっていたため、契約以上の買い上げも議価でなく、平価で行なう行動が地方政  
府も散見された。これでは、農民の政府買い上げに対するインセンティブでは低まるばか  
りであった。最終的に政府は契約を超えた分の農産物の市場での自由な販売を認めるよ  
うになった。90年9月から91年2月にかけて、作られた「食糧購販工作強化の決定」に  
よって食糧の卸売市場の設立や個人の卸売業経営の禁止(投機規制との関係)など条例が決  
められた。91年11月の「農産物流通を活性化させる通知」によって卸売業の個人経営  
禁止は実際にそれが存在していたことを示すが、これを追認するかたちで、個人や集団の  
長距離の販売及び卸売業がみとめられた。ただし、食糧、油糧作物を取り扱う場合は認可  
制となった。

93年10月ごろ、広州の自由市場で食糧、特に米の価格が上昇した。11月の時点で、  
30%のものの価格上昇が生じた。これは広東省全体、さらに隣の福建省にまで広がった。  
93年11月には、福建省の米の値段が11%増加した。さらに、湖南、湖北、四川、安  
徽の各省に波及した。広東では食糧作付面積が他の商品作物におされて減少し、食糧は他  
省から買い入れており、「保量放価」(量だけを確保するために、価格の管理を弛む)のポ  
リシーをもっていた。このため、広州から米価格高騰がはじまったといわれる。米価高騰  
は北部で生産された食糧を調達することで集結した。この背景には、食糧の買付、加工、  
販売を担当する国営食糧企業の独占的行動がある。議価で買って平価で売る「議転平」を  
行なったため、国営食糧企業は赤字を抱えた。自由市場ではこれを利用した投機が行なわ  
れ、国営食糧企業も便乗した。価格が高騰すると、生産者は売り惜しみ、消費者は買いた  
めの行動にはしる。以上を受けて、政府は「保量放価」から「保量不放価」(量を確保し  
ても、価格の管理をしっかりとる)へ転換し、価格平穏をはかった。

#### 郷鎮企業の発展

中国の農村工業の発展は郷鎮工業の発展と緊密的に繋がっている。92年11月30日  
に田紀雲(当時の全国人民代表大会副委員長)の「思想を開放し、機会をつかみ、中西部  
地区の郷鎮企業の発展を速めよう」と言う講演により中西部地区の郷鎮企業の発展を促進  
した。93年2月に国務院に出された「中西部地区の郷鎮企業の発展を加速することに関  
する決定」及び農業部に出された「郷鎮企業の東西合作、示範工程方案の通知」により内  
陸地区と沿海地区の賃金格差を縮小しようとした。しかし、社隊企業は正式的に郷鎮企業  
と呼ばれるようになったのは1994年の農牧漁部により「社隊企業の新局面を開くこと  
についての報告」が出された後のことである。この報告に以下の内容を含んでいた。①郷  
鎮企業は国民経済の重要な構成物である。②農業近代社会に有効である。③指導的計画と  
市場メカニズムは社会発展である。④社隊企業の産業調節⑤2年以内の改造⑥技術進歩の  
必要性⑦政策問題の重視、計画、供給、財政、金融、運輸、生産物の収集、管理、社隊企  
業の経営範囲、価格政策、社隊企業基金の設立、税政策⑧郷鎮企業と名づけるなどである。  
郷鎮企業は中小企業に属するが、発展速度を軽視できない。

郷鎮企業がいくつかの地域類型をもっています。

- ① 蘇南モデル(蘇州、無錫、常熟などの12県)、ここで早期に郷鎮企業が発展しており、86年では企業数16万で全国総生産の8.2%を占めた。納税額は132億元であった。総人口は1000万人であり、労働者ひとりあたりの平均生産額は2000元だった。都市レベルでは、蘇州と無錫は全国工業生産の1位と2位を占め、県レベルでは、無錫が全国の2位であった。発展の理由が以下である。①所有制の面では、社隊企業をもとにした村、郷営企業が多かった。②産業構造の面では、製造業(とくに工業)が主体である。③R&Dの点では都市との連携があった。④「所得分配」の点では、労働生産性に応じた分配されたこと。⑤以工補農(工業を発展させ、農業の不足点を償う)⑥マーケティングの面からは市場メカニズムに依存したことが上げられる。85年の段階では、生産は計画に依存するより、65.8%が市場で販売することに依存した。
- ② 温州モデル(温州市)、ここでは市場志向的な生産を早めに行なわれた。①日用品を経営する家族経営(台湾の生産方式とよく似てる)や郷営の生産組織が多かった。これらの組織の工業生産は温州市全体の68%、およそ7割を占めた。②生産要素、市場の発達も温州モデルの特徴である。③日用品を生産する商業が中心であった。④市場メカニズムの導入によって所得格差が生じた。⑤生産要素の地域間、産業間の移動が小都市への産業集中をひきおこした。
- ③ 珠江モデル(珠江デルタの地域、広州、珠海などの開放都市や経済特区)、ここでは優遇政策を利用し、輸出産業が発達した。①産業構造は輸出が多くなることもあって、多元化にした。②「委託加工」、「来料加工」(原材料を輸入し加工する)、「来件装配」(部品を輸入し組み立て加工)と言う生産システムから技術も設備も外資系に依存した。③郷鎮企業が内向型から外向型になった。外国貿易のための輸出企業が増大した。
- 郷鎮企業は政策の促成の下で、又、市場メカニズムの形成の下で急成長した。

## B. 城市(都市)改革史

### 中国における企業形態及び改革

1949年新中国を成立した後、中国の当時の政治、生産状況を考へて、計画生産システムを作り出した。私有化を禁制し、国営企業と集団所有制企業は企業の主体となった。こう言うシステムのしたで、企業活動(生産と経営)が政府のマクロコントロールのしたで行なわれた。政府が市場を育成し、企業が計画によって生産する。雇用制さえ企業の自主権が持たなかった。大学生が卒業した後、自己意識と企業意識と関係なく、「統一分配」(政府の労働就職サービス)によって就職先を決められた。又、「頂替制」(退職者の家族から雇用制度)が多く使われた。そして、国営企業での勤めは「鉄の椀の飯を食らう」、「大鍋の飯を食らう」と知られていた。これらの企業工業の最大の特質は単なる生産企業ということではなく、一種の生活の場、コミュニティの場である。もちろん、規模によって異なるが、少なくとも、託児所、食堂は準備され、規模が大きくなると、病院、学校あるいは、住宅まで併設されている。たとえば、私の地元で中国十大鋼鉄生産会社として有名な国営馬鞍山鋼鉄工場(現在株式会社になっている)は、1987年の時点で、従業員数は6万人ほどいた。ところが、直接生産従業員は3万人ぐらいで、半分にしかなかった。技術者、管理者は1万人、そして、2万人近くが非直接生産従業員であり、そこは、託児所、病院、学校、食堂、下請け建築会社などの施設で働く従業員が含まれている。又、もうひとつ特質として、各企業には工場長(廠長)以下の管理部門の他に共産党支部が置かれ、企業運営ばかりでなく、行政の単位、思想教育の場として機能している。いわば、各企業は事業組織、政治組織、社会組織といったいくつかの

顔を合わせ持っていると見てよい。この点は資本主義諸国の企業とは根本的に異なる点であろう。

戦後の中国における国営企業の生産重点は重化学工業がとられてきた。鉄鋼、建設機械、化学などの基礎産業が重視されたが、多くの問題を抱えていた。①限られた資源のもとでの重化学工業重点主義、地域別フルセット主義の一つの帰結として、交通、通信などのインフラストラクチャ整備の遅れが指摘される。最近、上海、北京、西安で修築されたわずかの地下鉄鉄道の以外に、ほとんどの都市に市内鉄道がなく、バス、トラック、河川に依存している状況がいまだに続いている。港湾、電話、都市ガス、電力などの基本的な産業基盤の整備には相当の年月を要することが懸念される。②革命後の重化学工業を急ぐ中国は資本蓄積の手段として、農産物を安く買い上げ、都市で高く売却し、その利鞘を持って資本蓄積を強行してきたと言う点が指摘される。このため、全人民の圧倒的多数(約80%)が農村人口でありながらも、農村が巨大な消費市場として登場してくることはなかった、消費財産業の発展が遅れている。③計画経済の下で、流通機構の整備が放置されてきたことも重要である。計画的な生産、計画的な配給が基本である限り、物流は問題になるにしても、資本主義国に見られるような流通資本が成立する余地はない。資本主義国の流通資本は需給調整機能、価格調整機能、製品評価機能、金融機能、リスク負担機能など市場メカニズムを補完する機能を何らかの形で保有しているのだが、中国の場合には、マルクス理論により流通資本などの商業資本は軽蔑されていたこと、又、一元的な計画経済のしたでは需給調整機能などは国家に所属するものとして受け止められていたと言う点が指摘されている。そして、この流通機構の未整備が国民経済の形成に大きな歪みをもたらすことになった。

中国企業のもう一つ主体として知られているのが集団所有制企業である。国営企業と集団企業の最大の違いは、国営企業は戦略産業部門を担い、一定の企業経営を要求されていることに対し、集団企業は地域住民に働く場を与えることが期待されている点であろう。いかに多くの地域住民に働く場を与えるかと言うのが集団企業の主眼であり、一人のできる仕事をいかに三人で分け合うというワーク・シェアリングの思想が貫かれている。ところで、経済改革後の中国経済の焦点とされている集団企業は日用消費財市場の過熱化と言う状況の中で、経営責任制の導入、利潤原理の導入などによって、かなり活発化しつつある。郷営企業、市、区営企業などが利潤を上げることにより、労働者にボーナスが支払われ、地方政府の財政も豊かになるなど、中国経済発展にとって集団企業に期待される点は大きい。しかしながら、計画経済の下で原材料が割り当てられ、過剰人員を抱えざるを得ない集団企業は、日用消費財の慢性的な不足と言う状況の中でいくつかの問題に直面している。①販売努力、サービスの欠如。そして品質管理の欠如を指摘しなくてはならない。従来から、中国では計画経済、管理経済の下でサービス精神は薄れ、指示通り作って納めればよしとする点が問題とされていたが、ここ10年の消費市場の過熱ぶりの中で、作れば売れるため、サービス精神、品質管理はなおざりにされている。②慢性的な原材料不足との関連が重要である。集団企業は原材料の投入が増えれば必然的に利潤は増加することになるが、計画外の原材料の獲得についてかなり苦労している。そして、現在、こうした制約を突破するものとして中外合併事業が期待されているのである。この点、外貨事情の悪い中国の場合、国土建設、経済発展にとって外貨を獲得することは何よりも重要だが、マイクロレベルでも外貨獲得企業には原材料の優先割当があると言う事情が横たわっている。このため、合併事業への期待を込めたラブコールが、各集団企業、地方政府から外国企業によせられることになる。③年々、経営者責任制と権限の下部への委譲が進められているといわれるが、その実態を見る限り、部外者には良く理解できない部分が多いと言う点が指摘される。

たとえば、区政府の集体事業局が管轄する集団企業について、工場長が経営者ということになるが、その上に、工業公司、集体事業管理局などが管理指導機構として存在し、生産計画の割り振りは区政府の経済委員会があたるということになる。

1978年に始まり現在に至るまで中国は約20年にわたり経済体制改革を進めてきた。その間、中国企業はその改革を通じて、政府との関係のみならず、企業それ自体のモデルや、経営システムにおいても大きな変化をもたらした。中国企業の新しい体制がまだ完全ではないし、たくさん問題があるにもかかわらず、それは新しいものであるだけに強い生命力を示している。その改革の過程は大体六つの段階に分けられる。

#### 第一段階(1978—81年)——企業自主権が拡大した

中国企業の伝統モデルの転換はまず企業の経営自主権を拡大することから始まった。その内容は利潤留保、生産計画、原材料の調達、製品の販売、奨励制度など多方面における自主権を含む。1978年から企業の自主権拡大による改革は、スピードの速さ、内容の豊富さ及び影響の深さにおいて1958年の改革と比べはるかにそれを超えている。1980年までに自主権拡大のテストを行なっている工業企業は六千を超えており、それらの生産高や利潤率がそれぞれ国有企業生産高と利潤率の60%と70%を占めた。新しい理論は主に旧体制に対する批判の上で、また新体制のモデルに対する認識がまだ十分でないうちに立てられたものである。そのために、企業自主権の拡大に関する範囲の問題についてまだ統一されてなかった。改革の最初期段階でありながら、全国で企業と政府の政企分離が大きい話題になった。

#### 第二段階(1982—83年)——経済責任制の実行

企業自主権の拡大や利潤留保制度は、企業が市場で適切に活動できるようになる必須条件を提供した。企業は自主能力を持ち、また、利潤を追求する活動が活発化になった。しかし、利潤留保や請負経営を通じて企業は利益を追求すると同時に、その過程で起こりうるリスクを負担しなければならないことがはっきりした。市場の公平競争のメカニズムがまだできていないとき、企業は国家に対して負っている経済責任から経済利益と経済責任との関係を理解せざるを得なかった。そのために、新しい責任制を押し広めるのが当時の重要な課題となった。利潤請負制は新しい責任制となった。さらに、1981年から農村改革のはじめとした生産責任制を都市改革に入り込んで、経済責任制と名づけた。この新制度により、企業と国家の行政的な隷属関係に経済関係の要因を入れて、国家が企業を調節する方式のために客観的な基礎を定めた。しかし、それと同時に企業発展モデルの転換を促進する角度から、利潤請負制が政策として長く続くべきではないとわかってきた。したがって、利潤上納を納税に切り替える損益自己責任方式が政策として出された。

#### 第三段階(1983—85年)——「利改税」の実行

「利改税」と言う改革は、「利潤上納を税金納付に変え、利潤と税金と並存させること」の第一歩および「利潤上納を完全に税に一本化すること」の第二歩によって実施された。「利改税」のマクロ的な意義は国家財政収入の分配方式に対する改革のみならず、実際上国に市場メカニズムを用いて企業行為を調節するための経済的なテコを提供してくれたことにある。さらに、市場メカニズムの確立、「価格—税金—財政—金融」の連動式の政策の実施に際しての基礎を定めた。「利改税」のミクロ的な意義は企業が主管部門の行政コントロールを受ける立場から自主経営体へ転換するための可能性を提供することにある。利潤上納から財政部門からへの税金上納に変わったことは、理論上においても実践上においても企業の独立性を強化した。また、税金の負担が相対的に安定的であるため、企業は長期利益を重視し意思決定能力を高めることもできるであろう。「利改税」の方法は急速に全国に押し

広められた。しかしながら、財産所有権関係はなお明確ではない、また、納税意識、納税義務の認識が一般大衆に薄いので、「利改税」政策の全部は実行できないのである。「利改税」と言う改革の効果もこれによって大いに影響を及ぼされた。

1984年10月の中国共産党第12回第3次中央委員会は「経済体制改革に関する決定」を行なった。この決議は都市経済体制に対する全面的、相互関連的改革の任務を提出した。外部環境の大きな変化は企業内部の経営メカニズムに対する改革を新たに要求した。このような条件の下で、「利改税」で現れた問題は、企業改革を企業自主権の拡大から財産所有権関係の方向へと転換させた。国家所有権についての企業での表現形式を改革することによって、所有権の経営権に対する外部制約から内部制約へと変えた。しかし、伝統理論の束縛によって、以上の問題は理論で解決できなかった。このため、また、経済改革の深化に従って現存の生産資源の国家所有制が改革されなければ、新しい企業モデルの展開ができないと言う認識がますます高まってきたため、「両権分離」（所有権と経営権の分離）と言う考えが提起された。

#### 第四段階(1985—87年)——両権分離及び多種企業モデルの創り出し

「企業を活性化し、市場を開放し、政府の機能を改革する」と言う方針のしたで、1986年から資産経営責任制が全国二十ほどの都市の中で百以上の企業によってテストされた。これによって国有資産について国家の最終所有権と企業法人所有権との分離が実現できるようになった。企業の利害関係者（政府部門、企業経営者、従業員を含む）によって構成された理事会は、産業、企業の所有権にかかわる職能を代行する。資産の残高分布の不均衡は、法人所有権を通じて資産経営指標の社会評定方式によって取り抜かれる。企業が主管部門の行政隷属関係から離脱できるようにするため、新たに採用された資産経営責任制の政策に資産株式化の考えを吸収した国有資産株式化の主張は、直接的に現存企業の資産占有制を改変するものである。つまり、国家株、集団株(企業株)ならびに個人株を設立することによって、ミクロ基礎の中に公有制を中心とする公私両立の所有制を導入する。株式所有権に基づいて設立された取締役会が企業を代表する。企業と国家との連結は国家株の企業内部への影響に限るというものである。収入分配においては、労働に応じる分配と、株式に応じる分配との二方式が存在する。實際上、株式経営方式は早くも一部の非国有企業ならびに国有企業と非国有企業の連合体の中で始まっている。しかし国有企業の株式化という発想やその実行は社会に様様な反応を引き起こした。このため企業と国家の関係が様様な形を取ってきたにもかかわらず、企業を行政主体から市場主体へ転換させると言う基本目標は根本的にはまだ実現していないと言える。

しかしながら、非国有企業は世界から注目されるほど発展を遂げてきた。現在では中国の非国有企業は、経営類型から大体次のように分類される。つまり集団所有企業(各種の郷鎮企業を含む)、個人所有制企業及び様様な外資企業である。

#### 第五段階(1988—1994年)——請負制の時代

1986年に入ってから、中国のマクロ経済は厳しい情勢を直面した。政府は企業に対して減税政策を取るが、社会への投資主体としての機能を放棄しながらなかった。財政収入は減少したが財政支出が依然として増加した。その結果1986年に財政赤字が70.8億元にも達する。1979年以来の累積赤字額が90.1億元に上昇した。財政収支のバランスを取るため政府は銀行から借り入れざるを得なかった。その結果1986年の貨幣発行量が1985年の987.83億元から1218.38億元に急上昇し、それは3.3%の増加であった。また1985年と比べて1986年の工業総生産額及び国民収入の増加速度がそれぞれ18%と12.8%から8.8%と11.1%に下落した。これは物価指数の上昇をもたらすに違いない。労働者の生活費用の総指数は1986年以前の平均上昇率の4.7%から86年の7%に増加した。

全国小売物価総指数は 1986 年以前の年平均上昇率の 3.9%から 6%に、自由市場の物価指数は 6.2%から 8.1%にそれぞれ上昇した。国民経済のインフレは深刻になった。悪化したマクロ経済情勢の下で中国の経済改革は大きな難題に直面した。つまり遅れているマクロ経済体制改革を続けて推し進め、それをミクロの企業改革に要求にできる限り適応させようとすれば大きなリスクを冒さなければならない。この折で、成功させた経営請負制が新たな改革政策として時の機運に応じて生まれた。

1980年代はじめの利潤請負制と比べて 1987年の後半期から始まる経営請負制は大体以下のような特徴がある。①国有企業の所有権と経営権の分離を一層強調した。②請負企業が負担すべき経済責任をさらに明確した。③経営請負の主体をより明らかにした。経営請負制は以上の特徴を持つだけに、推し進める速さ、規模の大きさなどは人々の予想した以上のものであった。中国企業の発展は経営請負制を持って再び新しい道を辿ってきた。1994年に、大中型企業が請負制を実行する下で、活力増強が明らかに現れている企業はやく 20%で、ある程度現れているのが 60%で、依然として活力欠乏のままの企業はわずか 20%にすぎない。

#### 第六段階(1994年——現在)——産業構造問題の調整の探索道

1978年から 1994年までの改革を経て中国企業は一連の改革措置が定めた。たとえば政府機構の簡素化、企業帰属を中央政府から省へ、さらに中心都市へ移した。一部分の大都市や大企業を単独で中央計画に入れる。中央と地方は財政上で分離されている。これらの措置は企業を活性化するに寄与している。しかし、産業構造に問題がある。主要的に以下の四点で表している。①産業、産業製品の構造は不合理である。第一産業(重工業)の規模が大きいだけで強くない、第二産業(日用品の生産工業)は良く成長したがレベルが低い、第三産業(サービス業)の範囲が広がって来たが深くない。特に加工産業の中の伝統作業において、技術が低く、付加価値が低く。市場競争能力が低下している。農業、エネルギー、交通などの基礎産業が近年に良く発展してきたが、国民経済の弱い部分である。②地域産業構造は不合理である。地域産業の特徴がなくなり、同じように生産し、市場競争を過激させ、また物流に大きい障壁になる。③都市と農村の経済構造の不合理。中国の都市化率は非常に低い(30%未満)である。それだけではなく、都市住民と農民との間に、著しく所得格差が生じている。農民の収入と消費量は都市住民の三分の一に過ぎない、市場の開拓に大きい困難をもたらす、商品の在庫率が高くなる。④国有企業の倒産メカニズムが作動しない。一部の国有企業は市場競争能力がまったくないが、正当の手続きで倒産させられない。これらの企業は財政の支出に大きい負担となっている。

産業構造の問題は経済体制の問題でもあり、資源の使用と配置の問題でもある。1994年から現在まで、探索の道として、以下の五つの点において政府は努力した。①公平、合理、秩序がある市場競争を通じて、優勢企業を立てて、不良企業を倒産させる。②農村への投入を増大し、都市化する方針をかためる。都市企業の改革を加速する同時に、技術レベルを高める。③市場メカニズムを重視すること、効率と利益が最終目標とすること、安定成長が前提とすることなど三つの「こと」が原則として強調される。④生産要素の市場化、社会保障体制の健全化、市場監督管理体制の健全化が当面の三大問題として提出し、早く解決すべきである。⑤中央と地方の関係、政府と企業の関係、国有企業と非国有企業の関係、国内と国際の関係、増量と蓄積の関係など五つ関係を妥当に把握する。

#### 外資企業導入と経済特区、開放都市の設置

1960年7月、中国がそれまでに頼りにしていたソ連が経済技術協定を破棄した。これを契機に 1960年は中国を巡る国際環境は極めて厳しいものになった。

ここで採用された対外経済政策は自力更生政策である。内容は次のようなものである。①国交未回復の国々からプラント(先進技術)を導入しない②対外借款に依拠した経済建設は行なわない③プラント導入の際に、短期の商業信用は売るが、その他の政府、民間企業からの借款は得ない。文化大革命後、1978年夏から、政府首脳は外資の導入を認める発言をし始めた。それまでの自力更生の路線の修正である。外資導入にはいくつかの方法がある。①政府間の借款②IMFや世界銀行など国際金融機関からの借款③国際金融市場での起債④民間企業の直接投資⑤短期の商業信用。1978年12月、対外貿易省大臣李強は、資本主義国の民間企業の直接投資を受け入れる事を明らかにした。1978年から、政府は外国資本とりわけ、民間資本を合併で導入するために、その環境作り着手した。それが深セン、厦門などの経済特別区である。主な動きは次のとおりである。

1978年3月、新憲法で華僑の権益保護規定

1978年7月、外資導入の公表

1978年12月、国務院は広東省宝安県(深セン市)に、工農業生産基地、観光地の設置を提案

1979年7月、中国共産党中央・国務院①広東省・福建省へ対外貿易自主権の付与を決定、②深セン・珠海・汕頭・厦門に輸出特区(後に、経済特別区と改称)の設置

1983年5月、趙紫陽総理講演、14の開放都市の設置と外資100%企業を承認する意向を示唆

1983年7月、海南島を特別開発区に指定

1985年2月、国務院、長江デルタ、珠江デルタ、福建省南部を広域の開放地帯にすることを決定

経済特別区と開放都市と設定は次の狙いをした。①先進工業国の先進技術を導入し、それを奥地に伝える。②先進資本主義企業の経営管理を習得する。③資本主義国の民間資本を合併の形で受け入れる。④合併企業は外資獲得を主とする。⑤中国国内の経済改革の実験地の意味をもたせる。

ちなみに、最近WTOに加盟するために、中国全土のほとんどが開放されるようになった。

しかし経済特区と開放都市が大きい違いを持っている。第一の相違は、許可なき中国人の旅行者としての入境を拒否するか否かにある。当初は外国企業の投資条件が経済特区の方が緩く、開放都市の方が厳しかった。しかし、1985年頃にはほぼ変わりがなくなった。第二の相違は、経済特区は開放都市にない別の任務を持つことである。それは台湾、香港の統一である。この任務は1984年9月の香港問題の処理に関する英中合意から、経済特区はますますその重要性が大きくなった。英国は1997年7月1日に主権を中国に返還することに合意した。中国側は主権回復後も50年間は現行制度を保証すると主張した。これが鄧小平の一国両制度論である。中国が香港のような純粋な資本主義制度をどのように取り込むのか、その緩衝帯になるのが深センなどの経済特区である。この意味で深センは資本主義的要素の大幅な取り込み場の意味をもつ。第三の相違は経済改革の実験場としての意味である。深センがいち早く試み、今日大陸部で経験したものに次のような事項がある。①農産物の自由化。②建築における入札制。③企業に労働者雇用権を付与。④幹部の公募制。⑤1985年から金融市場の形成。⑥土地用益権の売買。⑦持家制の発生。以上のように、国営企業の改革の重要な諸事項はほとんど深セン経済特区で試行され、奥地に導入されてきた。

開放政策以後、中国政府はいろいろな形式を通じて、外資導入するようになった。外資利用形式を大きく分けると対外借款、民間企業の直接投資の利用及びリースや

事務所の設立を通じての外国投資に三つ部分になる。具体的に言うと、対外借款は主に政府借款と国際金融機関借款に分けられる。民間企業の直接投資において、合併企業(equity joint venture)、契約合併企業(contractual joint venture)、100%外資企業(wholly foreign enterprise)、株式・社債による中外株式会社、共同開発、補償貿易(直接補償貿易と総合補償貿易)などの形式で外資を利用している。この中に、合併企業は1979年6月に公布された「中外合資経営企業」(後何回もう修正されたことがある)が根拠法となっている。契約式合併企業は根拠法がないが、契約条件が経営のすべての履行根拠となる。補償貿易というのは、資産供与側が当該企業の製品で支払いを受けるものを直接補償貿易と呼び、当該企業の製品のほかに、その他の製品で受け取るものを総合補償貿易と呼ぶ。上記のうち、中国側が最も望んでいるのは合併企業方式である。

外資導入の積極的に行なわれる結果として、中国側は大きい歳入を得る上に、国民の収入を高めた。1995年の北京を見ると、なんと外資企業で働く大学生の新卒生生の年収は国営企業などで働く新卒生生の年収の1.5倍近くだった。

#### 金融改革と金融市場の調整

戦後の中国は、農村経済が支配的であった。1978年までは金融とは財政の出納、記帳係であった。信用機能は国営企業の流動資金の30%に限られていたし、対外貿易における商業信用もごくわずかしかなかった。消費者信用は政府の極貧層または被災地救済の貸し付け位で、政府が財政資金でおこなった。要するに、金融機関の人民銀行と農村の信用合作社の機能は預金の受け付けと財政執行の代行業務に限られていた。

1979年から変化が発生した。私有制を基礎とする市場経済発展の経験によると、経済の発展が一定のレベルに達することが金融市場と金融仲介機能が形成され発展していくことと繋がる。金融機関の仲介機能を発展させるために、中国政府は1980年に入ってから金融体制に対し次のような改革を行ってきた。

- (1)金融機関の「行企分離」、単一銀行制から複数専門銀行へ。中国では1982年に農業銀行、中国銀行など各専門銀行を設け、農村に広がる信用合作社、信用組合を統括する。都市の商工業を対象にした金融は工商銀行が担当する。新規の設備投資には建設銀行が担当することになった。経済活動の対象別に、専門の国家銀行が融資を行なうようになった。83年4月の「中国人民銀行が中央銀行の機能を専門的に行使することに関する国务院決定」により中央銀行制度を正式に採用し、人民銀行を日本銀行と同様の中央銀行としての機能に特化させる。
- (2)金融調整能力の向上と金融機関の自己管理能力の強化。改革以前の中国金融機関管理は人民銀行が信用貸付計画収支を集中し、預金、貸し出しを統制し、指令性数字を支店及び信用組合に下達し、統制するシステムを取っていた。1979年以後は専門銀行の預金、貸し出し差額が人民銀行による統制され、さらに1985年には一時財政部の傘下にあり国家の信用貸付計画に含まれていなかった建設銀行を信用貸付計画に組み入れた。そして、各銀行が独立採算で預金に見合った貸し出しをし、預金不足はインターバンクで取り入れる方式で導入された。
- (3)金融市場の形成。1986年9月に国务院の体制改革委員と人民銀行を召集し、全国13の都市を金融改革の実験都市に指定し、金融市場の形成を試みるようになった。金融市場は基本的には短期市場(1年以内のもの)、長期市場(1年以上のもの)と外為市場を三つに分けている。三つのうちに、短期市場が主たるものである。長期市場は専門銀行の金融債や国営企業の社債がすでに発行している

ので、その市場である。外為市場は、外国資本が入っている企業間に限定されている。又、株式・債券の発行及び流通の市場形成も近年活発化している。金融市場の形成は当面、資金不足でない銀行資金不足で必要な金融機関に対し保有する証券や手形を割引いて現金化し、資金を取得することを保証した。1980年代前半までは、中国は国際債権市場に参加していなかった。しかし、86年になると東京市場で債券発行を開始した。外資準備のほとんどは外国債の運用に振り向けられている。又、中国の経済発展が加速するにつれて、直接借り入れも増加した。対外債務を抑制するために、中国は輸出を促進し輸入を抑制しなければならなかった、過大評価された人民元レートは正反対の方向に作用した。このようなやり方は汚職や腐敗の蔓延をもたらし、西側諸国との貿易摩擦を引き起こした。このような状況で、平価切下げによって輸出を促進し、輸入を抑制する必要があると言うこと的前提の下で、中国は人民元レートを1986年と90年のはじめの二度にわたってそれぞれ20%以上切り下げ、市場レートに近づけた。その後は人民元を市場レートに近づける方向で小幅な切り下げを繰り返していた。1986年、中国は外貨不足の問題に対し、保有外貨の有効活用のために、小規模な外為市場を導入した。そこでの相場決定を完全な市場の実勢に委ねた。主要都市に設けられたこれらの市場は「外貨調整センター」と呼ばれ、余分な外貨を保有する企業や合併企業が、外貨を必要とする企業と互いに合意する価格で、外貨を売買できるようになった。しかし、この売買は政府の厳しい監視のもとで行なわれ、外貨を取得できるのは優先度の高いプロジェクトのために、外貨を必要とする企業に限られ、売りの対象となる外貨も企業による合法的な留保を通じて取得された米ドル(他の外貨は対象外)に制限された。又、こうした取引への参加は外国為替管理局の独占業務で、銀行の参加は禁じられていた。その後政府は徐々にスワップ・センターを中国全土に拡大し、取引への参加条件を緩和した。当初外資系企業に限られていたこれらのセンターの利用は1988年に国有企業や集団所有制企業にも許可された。又1991年は闇市場が広がるのを防ぐため、一般市民や外国人居住者も、指定された銀行を利用してスワップ・センターのレートで外貨を売買できるようになった。

国債の発行は1981年から始まった。1989年までに開発プロジェクトの資金調達や増大する財政赤字の補填はさらにはインフレを引き起こす。過剰流動性の吸収といった必要から、国債の発行額は540億人民元にのぼっていた。国債は機関投資家や個人に販売された。債券は当初、一様に長期低利だったが、80年代後半になると、様様な市場が出現し、利率も市場要因によって変動するようになった。1988年4月から、国務院は債券の流通市場を61都市に開設した。国債に続いて社債が発行されるようになった。1984年における信用の爆発的な伸びや物価の高騰を受けて、政府は引き締めへ転じた、多くの企業は政府から伝統的な資金調達の道を断たれた。このため、85年から多くの企業が一般向けに債券を発行し始めた。だが、企業による債券発行の広がりには深刻な問題を引き起こした。民衆は債券と株式を混同した。債券は標準化されていなかったため、流動性もなかった。又中央政府は債券が国家計画によって承認されていない固定資産投資をまかなうために使われており、国家計画を損なうものだと反対した。これを受けて広東省は1986年に「広東省における債券及び株式管理暫定条例」を公布し、翌87年には国務院が「企業の株式及び債券に関する暫定条例」を公布した。今でも、中国に社債に対する信用格付けシステムを整備しつつある。たとえば、上海では、すべての債券は第三者による信用度の評価を受けなければならないことになっている。このような動きにより、市場は規制を受けるようになったが、それは同時に市場を正統化するという役割も果たした。これらの規制は、債券の標準化を勧めることで、その後の全国規模の債券市場出現への道を開いた。

株式市場は中国において想像できない速さで急成長してきた。小規模ながら十分機能している二つの公式の株式市場が上海と深センに設けられる。北京にも公式な株式市場があるほか、非公式な市場は全国に存在している。中国に株式売買が再び登場したのは、1984年に上海の国有企業七社が当局に指定されて一般投資家に向け株式を発行し、続いて86年中国工商銀行が株式売買カウンターを設けた時点でさかのぼる。90年には、深センで株式取引が始まった。当局はまず上海に証券取引所を開設し、中心的な市場にしようと考えていたのだが、上海取引所が90年12月19日に正式にオープンする直前に深セン取引所が非公式にオープンした。深セン取引所が公式的に認められたのは翌年の7月出会った。これらの市場をまったく同じように機能させる当局の意見に対して、それぞれ異なる方向に発展してきた。上海は当初、債券取引が中心で、債券取引を株式市場を軌道に乗せるまでの代役に使った。これに対して、深センは当初から株式が中心だった。その後、上海はいぜんとして政府からの発注に大きく依存して、大手の国有企業を中心とした優良企業のための市場となった。深センは主として自由市場や輸出競争力に依存する中小の、より企業精神に富んだ企業のための市場となった。又、中国株式市場を早めに外国人への開放を進めるようになった。海外投資家向けの「B株」と呼ばれる特別な種類の株式を設け、これを少数株式持分に限定した。1992年2月、上海・深セン両取引所はいずれもはじめてB株を上場した。B株の発行には中央銀行の特別の許可が必要で、その上、特別の承認なしに投資家が企業の株式の5%以上を取得することを禁じられている。株価の表示や決済は上海において米ドル建て、深センにおいて香港ドル建てとなっている。

(4) 中央銀行のマクロ管理能力の強化。「88年の経済体制改革深化に関する総体方案」によって、金利体系の改革として中央銀行の貸付金利を基準とした変動金利体系を確立し、資金需要の調節に対し金利機能を発揮させることが明記されている。実は中国人民銀行は通貨供給の調整として専門銀行に対する預貸金利の操作を考えており、1985年以後対専門銀行預貸金利体系は整備されてきている。人民銀行の対する専門銀行は1985年から数次の変更が行なわれている。又、1986年に6月に、専門銀行が保持する手形に対する再割引の制度を導入して、貸付利率よりも月利0.3%下回るものとし、さらにこのレートを専門銀行が企業などへの手形貸し出しをする際の最優遇レートをするようにした。投資のための資金調達を政府資金供与から銀行融資へシフトすることや証券市場の形成によって価格統制ではなく、市場機能による通貨供給量のコントロールを通じて全体の物価水準を管理する可能性が出てきた。そして金利上昇のペースなども緩和し、1996年以後下落するようになってきた。

(5) 国際的会計基準の導入。以上の株式市場など様々な金融市場の形成によって、企業の適正な評価や投資家の保護に必要として国際的会計基準を導入するようになった。簡単ではないが、会計士の養成プログラムを実施しつつある。

(6) 非銀行金融機関の創設。中国では非銀行金融機関の創設の動きが90年以後活発化してきていると見られる。信託投資会社、財務会社、証券会社、保険会社が全国各地に存在するようになった上、サービスの内容も豊富になってきている。これらの非銀行金融機関は過剰流動性を抑制し、中央銀行のコントロールに軽視できない役割を果たしている。

#### 財政政策制度の改革

中国建国以来、財政制度は大きく分けると、三つの試み、あるいは三つのステップがあった。第一は1950年—1953年、1966年—1970年に採用された「統収統支」であった。中央政府がすべての歳入歳出を支配下に置いた。当時の

混乱収束にはこの制度が必要であった。第二は、「収支掛鉤、総額分成」という制度であった。以前の制度は地方政府の歳入はすべて上へ、必要なものはすべて上からという形態であったのに対し、地方政府が担当する歳入と歳出をリンクさせる。そして、総額の何割を中央へという分割をする方法である。この比率は中央との協議で決まる。当然中央の意向が強く反映されていた。それでも、地方政府はより歳入を増やせばそれだけ留保が多くなるようになった。1970年—1979年によく実施された制度でもあった。

第三の制度は80年以後の経済過熱期のものである。前二者は基本的に中央財政の確保を中心とした制度であるのに対し、この制度は地方政府に固定収入を補償するものである。企業の管理権限は地方政府に渡り、企業収入を地方政府の管理下に置いた。この改革で、地方政府の財政力は大幅に強化され、重要な経営主体として登場した。行政体別競争形態も現れてきた。さらに1985年の財政改革により地方政府は国営企業に対する徴税権を得た。省内の国営企業からの徴税を増やすため、他省の企業の製品が流入するのを関税あるいは非関税障壁によって規制した。このため、地方政府が自らの利益のために製品の流通を規制する動きである「諸侯経済現象」は多くの省に広がり、鄧小平の目指した全国统一市場に逆行して市場が省ごとに分断された。財政において地方と中央は対立した。「諸侯経済現象」のような中央と地方の分離は「上に政策があれば下に対策がある」といわれる。地方政府は自らの利益のために市場機能を制限するものだが、消費者は安くてよい製品を求めるため、他省からの製品密輸が自然に発生し、大きな弊害となっているのが現実である。

注意すべきところ、中国が膨大な財政赤字を抱えている。来世紀に向けて、いかに財政赤字を縮小できるか、巨大な中国には大きな課題となっている。又現実にも、緊迫的な問題を解決方法としていろいろな道を探索している。

### 第3章 21世紀の中国の社会主義市場への展望

20世紀はそろそろ終わる。この百年間に中国人民は歴史的に重大的な意味を持つ二つの変革を完成した。一つは、1949年に新民主主義の革命の勝利を取得し、半植民地・半封建地社会を終わらせ、新たな人民共和国を建国した、もう一つは、中国特色がある社会主義市場改革の道を開拓した。21世紀の中国において、経済構造及び経済発展はどんな顔で世界に現すのか、注目されている。

#### 改革中の諸問題

二十年間の改革によって、中国経済が高度的に発展してきた。だが、いくつかの軽視できない問題が出現している。①所得格差の問題、特に農村と都市の所得格差が激しくなっている。又、内陸部と沿海部の所得格差が広がっている。これによって、農村市場がほとんど未開発である。商品の在庫量の増大につれて、都市生産に大きい阻害となる。中央のマクロコントロール計画にしても、地域格差の存在のために、非常に実施し難くなる。②資源、環境の問題。今、中国の母である河——黄河が毎年枯渇しているという話がしばしばニュースで報じられている。又。去年の洪水の話も一時に盛んになった。中国の環境悪化が顕在化になった。洪水でも水不足でも主要的な要因として一つ挙げられる。経済が急ピーチに発展してきた同時に、多くの木材が要求されている。ところが、無計画的に樹木が伐採され、森林破壊の起因となり、河川に流れ込む雨水の量が増え、その場にたまって地下に浸透し、帯水層を潤す雨水は減少する。かくして、洪水の増加と、帯水層の充填量の減少と地下水面の低下はしばしば並んで進行する。③官僚腐敗の問題。1989年天安門事件以来、中国政府は腐敗現象に対し、力一杯整頓整理したが、一部分の官僚思想

をまだ徹底的に清浄できない。これらの官僚は個人利益のために自らの権限を振り回し、国のお金を使い込み、社会全体の発展に悪影響を与えた。④科学技術、教育の発展が滞っている。改革開放以来、生活レベルが高めてきたが、「金銭主義」を重視する人々が増大した。この結果として、科学技術の発展、特に教育の発展が不振となる。教育を受けなくても、金持ちになればいいという「金銭万能」思想が間接的に次の世代に悪影響を与えるのではないかと懸念されている。

諸問題が顕在化してくる同時に21世紀に向けて、中国式の改革はどうすればいいかよく問われてきた。以下に自分の意見を述べさせていただきたい。

#### 21世紀中国の経済発展中に把握すべきこと

- ① 改革、発展、安定三者の関係を正しく対処すべきこと。安定的な社会、政治、経済環境はどんな国家にしても発展の基本前提となる。当面の収入分配の不均等、地域格差の拡大、官僚腐敗、企業倒産、失業率上昇などの問題を解決するには、安定化させるという前提を忘れてはいけぬ。経済発展を中心に、個別的問題を個別に解決すべきことである。改革政策の民主化、科学化、法体系化を注意すべきである。
- ② 資源を節約し、使用効率を高めるべきこと。資源の欠乏は21世紀の中国にしては緊迫的な問題である。新しい資源の開発と利用をする上に、今ある資源を市場を中心に分配すべきである。
- ③ 科学技術、教育を重視すべきこと。21世紀の競争は科学技術の競争でもある。国内外市場の開拓、産業構造の調整、住民生活のレベルの高めはすべて科学技術の発展に依存する。又、科学技術の研究成果は早めに商品化・産業化するのも重大なことである。
- ④ 対外開放を拡大すべきこと。国際間の技術合作と競争に積極的に参加し、二つの市場、二つの資源を充分に利用すれば、国内の資源、原材料の供給を緩和できる、又、全体経済の発展レベル及び市場競争力を高められる。
- ⑤ 経済構造を積極的に調整し、全力的に農村市場を開拓すべきこと。地域間の格差を縮小し、合理的な地域経済構造を形成すべきである。又、都市と農村の関係を緊密につなぎ、農村のインフラ設備を早く整え、工業化、都市化させるべきである。

いよいよゼミ論を書き終わるところになった。本文を書く間に、私は常に自分が中国人であり、中国が今後どんなになるかと思った。今年、帰国した際に再び中国の巨大な変化に驚いた。ビデオ屋にビデオ・テープを並ぶよりCDのほうがはるかに多い、VCDの普及率は日本人の想像よりはるかに超えた。昔、中国語で挨拶するとき、“あなたはご飯を食べたか？”と言うイメージがあったが、今この言葉を口に出すと、田舎者に見られ笑われる。その代わりに、“あなたは株を買っているか？”又、“あなたはインターネットをやっているか？”と言う言葉になっている。人民服は中国人のファッションイメージではなくなり、町中に個性的、鮮やかな服装を着てる人達が溢れている。休日に一日中家でのおんぼり過ごす人が少なくなり、国内旅行が珍しいことではない、海外旅行も新しいブームになってくる。一人の友達の話を使うと“今の中国はがんばれば夢と理想をかなえられる国である。”私は貧富の差を話すと、“仕方がない、がんばらないと、貧窮になるのも当たり前の事だ。”中国は本当に変化してきた、表だけではなく、人々の考え方も変わってきた。そして、私は卒業した後、中国へ帰る予定にした。六年間の日本での勉強生活を一生忘れないだろう。皆様に本当に感謝の気持ちを持っている。また、いつ

か後輩がこの論文を読んでもくれる時、中国へ一度でも行って見たいという気持ちになってくれたら、非常に嬉しく思う。

## 参考文献

1. 『九十年代中国経済』 チュウ ショウカ 上海遠東出版社 1999年
2. 『中国の経済改革と企業管理』 任 ウンシャ 名古屋大学出版会 1990年
3. 『中国統計年鑑』 中国統計出版社 1985年版—1997年版
4. 『ロシア・経営システム研究』 溝端 佐登史 法律文化社 1996年
5. 『1999 中国経済予測・分析』 リ ドンシュ等 延辺大学出版社 1999年
6. 『中国・次の超大国』 William H・Overholt (浅野 輔 訳)  
サイマル出版会 1994年
7. 『中国農業結構研究』 リュウ チュウイ 山西人民出版社 1986年
8. 『12億人民の改革』 NHK 中国プロジェクト 日本放送協会 1995年
9. 『人民日報』(1997年—1999年10月) 人民日報社
10. 『国際貿易』(月刊)(1998年10月—1999年8月) 中国対外貿易部
11. 『我国物価和貨幣問題研究』 シェウ ムチョウ 紅旗出版社 1986年
12. 『中国の経済改革』 小島麗逸 勁草書房 1988年